

## 白浜町教育関連施設照明LED化業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、白浜町教育関連施設の照明をLED化するにあたり、業務の目的及び内容に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 業務名

白浜町教育関連施設照明LED化業務

#### (2) 業務内容及び履行場所

「白浜町教育関連施設照明LED化業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

本契約締結日から令和8年3月31日まで（履行期間については、繰越承認を受け次第、契約変更する予定である。なお、繰越承認後に変更する履行期間終了日は令和9年1月31日を予定している。）

#### (4) 委託上限額

委託上限額（総額）

158,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この委託上限額は、契約（予定）金額ではなく、業務内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積額は、委託上限額（総額）を超えない額とすること。

### 3 参加資格要件

- (1) 「電気（特定）」および「電気（一般）」で令和7・8年度白浜町工事入札等参加者登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告日から契約締結日までの期間において、和歌山県及び白浜町の指名停止措置を受けていないこと。

### 4 提供資料等

白浜町から提供する資料の交付期間及び入手方法は次のとおりとする。

#### (1) 提供資料

- ①白浜町教育関連施設照明LED化業務公募型プロポーザル実施要領
- ②白浜町教育関連施設照明LED化業務仕様書
- ③（別紙1）白浜町教育関連施設照明LED化業務審査基準
- ④（別紙2）「既設照明器具一覧」
- ⑤（別紙3）「対象施設一覧表」

- ⑥質問書（様式第1号）
- ⑦施設現地立会参加申込書（様式第2号）
- ⑧参加申込書（様式第3号）
- ⑨業務実績書（様式第4号）
- ⑩白浜町教育関連施設照明LED化業務見積書（様式第5号）
- ⑪辞退届（様式第6号）

※各施設における平面図が必要な場合は、下記連絡先へ電話連絡すること。

(2) 交付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月29日（水）まで  
ただし、電話連絡による交付は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）のそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までの間とする。最終日については、午後5時までとする。

(3) 入手方法

次のいずれかの方法による。

- ①白浜町公式ホームページからダウンロードする。

※白浜町公式ホームページアドレス <http://www.town.shirahama.wakayama.jp/>

- ②下記連絡先へ電話により連絡し、その指示を受ける。

白浜町教育委員会総務学事係                      電話0739-43-5830

(4) その他

白浜町から提供する資料以外の資料は、事業者が独自に入手すること。

5 質問方法等

本プロポーザルに関する質問及び回答方法については、次のとおりとする。

- (1) 質問方法 質問事項を記載した「質問書（様式第1号）」を電子メール又はFAXにより送付すること。

※電子メール又はFAXが使用できない場合は、直接持参すること。

- (2) 提出先 〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

白浜町教育委員会総務学事係

白浜町教育関連施設照明LED化業務公募型プロポーザル担当宛

電話：0739-43-5830

FAX：0739-43-5665

e-mail：kyoiku@town.shirahama.lg.jp

※電子メールの件名は、「【プロポ質問】（参加事業者名）」とすること。

- (3) 提出期限 令和7年10月29日（水）午後5時必着

- (4) 回答等 すべての参加事業者に対し、令和7年10月31日（金）までに、電子メール又はFAX等により、回答する。なお、質問への回答は、上記4に定める提供資料の内容等に関する追加又は修正とみなす。

## 6 施設現地立会

下記のとおり、希望する参加事業者による施設現地での立会を開催する。

### (1) 施設現地立会の開催日時等

①日 時 令和7年10月20日（月）～令和7年10月29日（水）

※期間内で申込書到着後、調整して日時を決定する。

②場 所 和歌山県西牟婁郡白浜町地内

### (2) 提出書類等

①提出書類 施設現地立会参加申込書（様式第2号）

②提出方法 直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によること。）

③提出先 上記5に定める提出先

### (3) 提出期限

令和7年10月15日（水）午後5時必着

### (4) その他

施設現地立会に参加しない場合でも、本プロポーザルには参加できるものとする。

## 7 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合、次により関係書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類等

①提出書類 参加申込書（様式第3号）

②提出方法 直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によること。）

③提出先 上記5に定める提出先

(2) 提出期限 令和7年11月7日（金）午後5時必着

## 8 企画提案書等

「参加申込書（様式第3号）」を提出した事業者は、企画提案書等を作成し、提出するものとする。

### (1) 企画提案書（任意様式） 8部

企画提案書の作成に当たっては、「白浜町教育関連施設照明LED化業務仕様書」を熟読し、創意工夫をもって企画提案書を作成すること。

※1 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書き日本語表記で10ポイント以上であること。

※2 企画提案書は、次の事項について、具体的な提案を記載すること。

No.	提案を求める事項	補足説明
1	実施体制等	組織体制及び施工計画
		地域貢献（地元雇用等）に対する考え方
		個人情報に対する考え方
2	機器選定	機器選定
		保証期間、保守方法

3	その他	本業務の仕様書に定めのない有効と思われる案があれば追加提案を行うこと。
---	-----	-------------------------------------

(2) 業務実績書（様式第4号） 1部

※業務実績には本業務と同種又は類似の会社実績を記載すること。

(3) 会社概要及び財務諸表（直近2箇年分）（任意様式） 8部

※会社パンフレット可

(4) 白浜町教育関連施設照明LED化業務見積書（様式第5号） 1部

※1 「白浜町教育関連施設照明LED化業務仕様書」に基づく見積金額を記載すること。また、当該見積書には、契約権限者印を押印すること。

※2 当該見積書には、参加事業者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に次に掲げる額を加算した額を記入すること。

当該金額の100分の10に相当する額

(5) 提出書類等

①提出方法 直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によること。）

②提出先 上記5に定める提出先

③提出期限 令和7年11月28日（金）午後5時必着

(6) その他 企画提案書の作成及び企画提案等に伴う費用並びに郵送費は参加事業者負担とし、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

9 審査方法等

(1) 審査方法等

① 本プロポーザルに係る企画提案書等の審査は、白浜町職員により構成する「白浜町教育関連施設照明LED化業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」が行う。

②委員会による審査は、「（別紙1）白浜町教育関連施設照明LED化業務審査基準」に基づき、行うものとする。

③委員会による審査は、プレゼンテーション審査とする。

④参加事業者が1社の場合であっても、プレゼンテーション審査は実施するものとする。

⑤審査結果に対する参加事業者からの異議申立ては、受け付けない。

⑥審査結果は、企画提案書等を提出したすべての参加事業者に通知するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、「（別紙1）白浜町教育関連施設照明LED化業務審査基準」に定める審査基準に基づき委員会が行い、評価合計点総計の最も高い参加事業者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価合計点総計が満点（委員数×100点）の60%に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない。

①審査日時 令和7年12月中旬

②場 所 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

白浜町役場東別館 2 階 会議室

③ 順 番 参加申込書の受付順の逆順とする。

④ 説明時間

(ア) 企画提案書等の説明時間 20 分以内

(イ) 選定委員会委員の質問時間 10 分以内

⑤ 説明者数 5 人以内

⑥ 提案説明 プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン及びプロジェクター等を使用した説明は許可する。

⑦ その他 審査会場のプロジェクター及びスクリーンは白浜町が用意し、その他必要な機器は、提案者が用意するものとする。

## 10 契約者の決定

最優秀提案者を優先交渉権者として、契約条件等についての協議を行うものとする。なお、協議は提出された企画提案書等の内容を基本として行い、当該協議により、適宜提案内容を補正し、合意後、再度見積書を徴した上で、契約を締結するものとする。また、優先交渉権者と協議が調わず、契約の見込みがないとき、又は優先交渉権者が失格事由に該当するときは、プレゼンテーション審査の評価合計点総計が次点の企画提案書等を提出した参加事業者を優先交渉権者として協議を行うものとする。

## 11 失格事由

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しないとき
- (2) 企画提案に係る談合、又は企画提案書等の提出書類への虚偽記載などの不正行為があったとき
- (3) 他の参加事業者の企画提案の代理をしたとき
- (4) 2 案以上の企画提案書等を提出したとき
- (5) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき
- (6) 審査の公平性を害する行為があったとき
- (7) 白浜町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 18 年白浜町要綱第 126 号）第 4 条に規定する指名停止の措置を受けたとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

## 12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルの実施ができないと白浜町が認めるときは、プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用等を白浜町に請求することはできない。

### 13 参加事業者の辞退

参加事業者が、都合によりプロポーザルを辞退するときは、速やかに白浜町教育委員会総務学事係まで連絡し、「辞退届（様式第6号）」を提出すること。

### 14 その他留意事項

- (1) 提出できる企画提案書等は、参加事業者1社につき、1案とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用（出張旅費等を含む。）は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 参加事業者は、本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 参加事業者より提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (5) 参加事業者に対する事前説明会は、開催しない。
- (6) 当該業務の実施に当たっては、白浜町と受託者において企画提案された内容を協議し、実施内容等を決定するものとする。
- (7) 参加事業者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部の履行について、あらかじめ白浜町の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (8) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、白浜町が本プロポーザルに関する報告及び公表のために必要な場合は、当該参加事業者の承諾を得ずに提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルに関し提出された書類は、白浜町情報公開条例（平成18年白浜町条例第10号）に基づき、公開される場合がある。

### 15 担当連絡先

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

白浜町教育関連施設照明LED化業務公募型プロポーザル担当

白浜町教育委員会総務学事係

電話：0739-43-5830

FAX：0739-43-5665

e-mail：[kyoiku@town.shirahama.lg.jp](mailto:kyoiku@town.shirahama.lg.jp)

### 16 白浜町教育関連施設照明LED化業務に係る公募型プロポーザルスケジュール

項 目	予 定 日 時
公告 ※町ホームページ掲載	10月1日（水）
「施設現地立会参加申込書」提出期限	10月15日（水）午後5時必着
施設現地立会	10月20日（月）～10月29日（水） （期間内で調整）
「質問書」提出期限	10月29日（水）午後5時必着

「質問に対する回答」	10月31日（金）
「参加申込書」提出期限	11月7日（金）午後5時必着
「企画提案書」提出期限	11月28日（金）午後5時必着
プレゼンテーション審査	12月中旬～下旬
審査結果通知	12月下旬
受託業者との協議	12月下旬～1月上旬
仮契約締結予定日	1月下旬
本契約締結予定日	2月下旬